

第7章 料金の見直し

1. 改正の必要性

(1) 特許関係料金制度の基本的考え方

① 特許関係料金

特許関係料金は、出願料、審査請求料、特許料・登録料等から構成され、行政サービスの利益を享受する者が費用を負担する受益者負担の原則の下、料金全体として特許業務に必要な経費を支弁し収支相償するよう設定される。

(i) 出願料・審査請求料

各手続きに対する手数料としての性格を有し、実費を勘案しつつも、出願奨励等の観点で踏まえ政策的に決定される。

(ii) 特許料・意匠登録料

特許権等を維持するために徴収される料金であり、出願料等と併せて特許行政全体の経費を補うよう決定される。

[従来特許料金]

出願料	15,000円
審査請求料	基本料金118,000円＋請求項ごと4,000円
特許料	1～3年：基本料金2,300円＋請求項ごと200円 4～6年：基本料金7,100円＋請求項ごと500円 7～9年：基本料金21,400円＋請求項ごと1,700円 10年目以降：基本料金61,600円＋請求項ごと4,800円

[従来の意匠料金]

出願料	16,000円
意匠登録料 (1年あたり)	1～3年：8,500円 4～10年：16,900円 11～20年：33,800円

② 国際出願に係る手数料等

特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty、以下「PCT」という。) に基づき国際出願を行う出願人は、出願時に国際出願手数料・送付手数料・調査手数料を支払う。また、出願人が国際予備審査を請求する場合には予備審査手数料・取扱手数料を支払う。これらの手数料は、手数料を支払う理由によって金額を設定する機関が異なるが、我が国特許庁が実施する業務に係る送付手数料・調査手数料・予備審査手数料及び国際調査／予備審査の追加手数料は、我が国がその額を定める。我が国の送付手数料、調査手数料、予備審査手数料及び追加手数料は、以下のとおりである。

[従来の国際出願に係る手数料]

送付手数料	13,000円
調査手数料	97,000円
国際調査の追加手数料 (一発明ごと)	78,000円
予備審査手数料	36,000円
予備審査の追加手数料 (一発明ごと)	21,000円

(2) 改正の必要性

① 国際出願に係る手数料の見直し

近年の出願傾向を見ると、国内の出願件数等の減少にもかかわらず、国際出願件数は上昇している。全世界的に見ても特許出願件数は上昇傾向にあり、各

国企業とも世界の市場で競争すべく、国際的に特許を取得している。

今後、我が国出願人の海外での競争力強化に向けて、外国出願支援が重要である。しかし、国際出願支援という政策的観点から料金を安価に設定しようとしても、従来の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「国際出願法」という。）では、国際出願に係る手数料は実費を勘案して定めることとされているため、これができない。

我が国が設定する送付手数料、調査手数料、予備審査手数料及び追加手数料を引き下げることにより海外での特許取得の手続を支援する必要がある。

② 意匠登録料

近年、我が国企業において、デザインによる市場競争力確保の手段としてロングライフデザインが重視されているが、累積的に増加する意匠登録料の後年度負担が重いため、新たな意匠創作の保護や、パリエーション意匠の保護強化及び必要な権利維持への投資を抑制せざるを得ない状況を招来している。

また、我が国の意匠登録料は、諸外国の料金体系と比較して、初期費用は比較的 low であるが、後年度の負担が高額である。

2. 改正の概要

(1) 国際出願に係る手数料の見直し

国際出願に係る手数料について、特許法の手数料規定と同様の整理で、実費勘案手数料と政策決定手数料に分け、送付手数料、調査手数料、予備審査手数料及び追加手数料を政策決定手数料とし、法律で上限を設け、具体的な額を政令で定めることとした。

(2) 意匠登録料の見直し

意匠登録料については、ロングライフデザインの適切な保護を促進する観点から、諸外国と比して負担の重い第11年目以降の意匠登録料を引き下げること

とした。

3. 改正条文の解説

(1) 国際出願に係る手数料の見直し

◆国際出願法第18条

(手数料)

第十八条 第九条 (第十五条において準用する場合を含む。) の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一～四 [削る]

2 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一	<u>特許庁が国際調査をする国際出願をする者</u>	<u>一件につき十一万円</u>
二	<u>特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者</u>	<u>一件につき一万三千元</u>
三	<u>国際予備審査の請求をする者</u>	<u>一件につき三万六千元</u>

3 前項の表二の項の中欄に掲げる者は、前項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の同表二の項に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。

4 第二項の表の中欄に掲げる者は、前二項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の国際事務局 (条約第二条 (x ix) の国際事務局をいう。以下同じ。)

に対する手数料を納付しなければならない。

5 特許法第百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十一項及び第十二項の規定は、第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

本条は、国際出願をする者等が納付しなければならない手数料を定めたものである。

国際出願をする者等が納付する手数料は実費を勘案して政令で定める額とされていたものを、特許法の手数料規定に倣い、実費を勘案して政令で定める額（第1項）と、手数料の上限が法律により定められ、その範囲内において政令で定める額（第2項）に分けて規定した。

第1項は、国際調査報告等に列記された文献の写しの請求をする者が支払う手数料（PCT規則第44.3及び第71.2）である。

第2項は、国際出願をする者等が受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関たる特許庁に対し、特許庁がそれらの任務を遂行するために必要な手数料として納付すべき手数料の上限額を定めたものである。昭和60年の一部改正（昭和60年法律第41号）により、特許庁を受理官庁とする国際出願について、特許庁以外の国際調査機関又は国際予備審査機関（ヨーロッパ特許庁）が国際調査又は国際予備審査を行うことを可能としたことに伴い、特許庁が受理する国際出願に係る手数料について、国際調査（又は国際予備審査）を特許庁が行うもの（表一の項）と、他の国際調査機関（又は国際予備審査機関）が行うもの（表二の項）とを分けて規定することとした。

表一の項において、特許庁による国際調査を受ける国際出願をする者が納付すべき手数料は送付手数料（PCT規則第14）及び調査手数料（PCT規則第16）である。表二の項で規定する他の国際調査機関（ヨーロッパ特許庁）が国際調査をする国際出願をする者が特許庁に納付すべき手数料は、送付手数料のみである。表三の項は国際予備審査手数料（PCT規則第58）について規定している。

◆国際出願法第8条

(国際調査報告)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

5 (略)

本条は、国際調査報告について規定したものである。

第4項は、国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合についての取扱い（単一性の要件を満たしていない発明について追加手数料の納付命令）を定めている。国際出願法第18条の手数料規定の改正と同様に、上限額を法定しその範囲内において政令で定める額とした。

◆国際出願法第12条

(国際予備審査報告)

第十二条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は二万千円に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手

料金を追加して納付すべきことを命じなければならない。

4 (略)

本条は、国際予備審査報告について規定したものである。

第3項は、国際予備審査請求に係る国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合についての取扱いを定めている。この規定は、国際調査報告についての国際出願法第8条第4項と同趣旨であり、同法第18条の手数料規定の改正と同様に、上限額を法定しその範囲内において政令で定める額とした。

(2) 意匠登録料の見直し

◆意匠法第42条

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 (略)

二 第四年から第二十年まで 毎年一万六千九百円

三 〔削る〕

2～5 (略)

本条は、意匠権の登録料について規定したものである。

ロングライフデザインの適切な保護を促進する観点から、諸外国の料金体系と比較して高額な後年度の登録料を引き下げることとした。具体的には、第11年目から第20年目までの意匠登録料について、50%引き下げ、第4年目から第10年目までと同額としている。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日（平成23年政令第369号により平成24年4月1日）から施行する（附則第1条）。

(2) 経過措置

◆附則第6条第1項、第2項、第3項

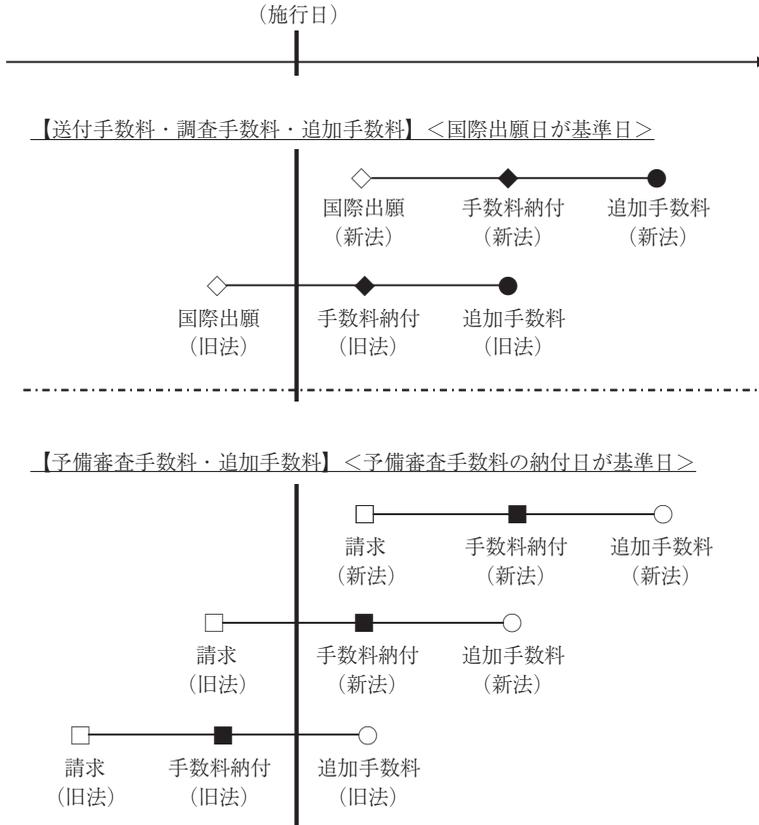
（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「新国際出願法」という。）第八条第四項及び第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日以後にする国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。）に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料（同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。）がこの法律の施行の日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、この法律の施行の日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

[国際出願に係る手数料の経過措置による適用法]



今回の改正により、国際出願法第8条第4項、同法第12条第3項、同法第18条第2項に規定された手数料の経過措置を講じたものである。

PCT規則には各手数料の適用基準日が規定されており、当該規定を踏まえた経過措置とした。

- ・送付手数料・調査手数料・調査の追加手数料（第1項）

PCT規則第14.1(c)及び第15.4には、送付手数料・調査手数料等について、国際出願日が手数料額の基準日とされているため、施行日以後にされた国

際出願の送付手数料・調査手数料等に新料金を適用することとした。

・予備審査手数料・予備審査の追加手数料（第2項、第3項）

PCT規則第58.1(b)には、予備審査手数料・予備審査の追加手数料について、納付する日が手数料額の基準日とされているため、施行日以後に納付された予備審査手数料・予備審査の追加手数料に新料金を適用することとした。

◆附則第4条第7項

（意匠法の一部改正に伴う経過措置）

第四条（略）

1～6（略）

7 この法律の施行の日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、新意匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8・9（略）

施行前に納付した意匠登録料については、施行後にこれを返納することはせず、また、施行前に納付すべきであった意匠登録料であって施行後にその意匠登録料を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の意匠登録料を基準にすることとした。

[意匠登録料の経過措置による適用法]

